

第 833 号 (平成 24 年 2 月 24 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町 1 丁目 1 番地

目 次

	頁
[条例]	
△ 横浜市子育て支援事業市町村交付金基金条例【財政局財源課】	4
△ 特定非営利活動促進法施行条例【市民局市民活動支援課】	5
△ 横浜市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例【健康福祉局障害企画課】	14
△ 横浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例【都市整備局市街地整備推進課】	17
△ 横浜市印鑑条例の一部を改正する条例【市民局窓口サービス課】	19
△ 横浜市区民文化センター条例の一部を改正する条例【文化観光局文化振興課】	21
△ 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例の一部を改正する条例【経済局誘致推進課】	24
△ 横浜市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例【経済局産業立地調整課】	32
△ 横浜市保育所条例の一部を改正する条例【こども青少年局保育運営課】	33
△ 横浜市なしの木学園条例の一部を改正する条例【こども青少年局障害児福祉保健課】	34
△ 横浜市地域ケアプラザ条例等の一部を改正する条例【健康福祉局高齢健康福祉課】	36
△ 横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例【健康福祉局保険年金課】	37
△ 横浜市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例【健康福祉局障害企画課】	39
△ 横浜市福祉授産所条例の一部を改正する条例【健康福祉局障害支援課】	40
△ 横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例【健康福祉局保健事業課】	41
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例【環境創造局環境管理課】	42
△ 横浜市営住宅条例の一部を改正する条例【建築局住宅管理課】	72
△ 横浜市改良住宅条例の一部を改正する条例【建築局住宅管理課】	74
△ 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	75
[規則]	
△ 横浜市公会堂条例施行規則の一部を改正する規則【市民局地域施設課】	77
[告示]	
△ 平成23年度横浜市一般会計補正予算（第6号）ほか16件の要領公表【財政局財政課】	78
△ 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局障害福祉課】	79
△ 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局障害福祉課】	80
△ 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局障害福祉課】	81
[公告]	
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】	82
△ 事後調査計画書の提出【環境創造局環境影響評価課】	83
△ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【環境創造局水・土壌環境課】	84
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	86

△	横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧【建築局都市計画課】	87
△	開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	88
△	同【建築局調整区域課】	89
△	同【建築局調整区域課】	90
△	同【建築局調整区域課】	91
△	同【建築局調整区域課】	92
△	同【建築局調整区域課】	93
△	同【建築局調整区域課】	94
△	同【建築局調整区域課】	95
△	同【建築局調整区域課】	96
△	同【建築局調整区域課】	97
△	同【建築局調整区域課】	98
△	同【建築局調整区域課】	99
△	同【建築局調整区域課】	100
△	同【建築局調整区域課】	101
△	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	102
△	同【建築局調整区域課】	103
△	同【建築局調整区域課】	104
△	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築道路課】	105
△	同【建築局建築道路課】	106
△	同【建築局建築道路課】	107
	[区公告]	
△	自動車臨時運行許可番号標の失効【戸塚区総務課】	108
△	横浜市国民健康保険被保険者証の更新【鶴見区保険年金課】	109
△	同【神奈川区保険年金課】	110
△	同【西区保険年金課】	111
△	同【中区保険年金課】	112
△	同【南区保険年金課】	113
△	同【港南区保険年金課】	114
△	同【保土ヶ谷区保険年金課】	115
△	同【旭区保険年金課】	116
△	同【磯子区保険年金課】	117
△	同【金沢区保険年金課】	118
△	同【港北区保険年金課】	119
△	同【緑区保険年金課】	120
△	同【青葉区保険年金課】	121
△	同【都筑区保険年金課】	122
△	同【戸塚区保険年金課】	123
△	同【栄区保険年金課】	124
△	同【泉区保険年金課】	125
△	同【瀬谷区保険年金課】	126
	[消防局]	
△	職員の懲戒処分【人事課】	127
	[教育委員会]	
△	横浜市立小学校及び横浜市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則【学校計画課】	128

[区選挙管理委員会]

△	選挙人名簿及び在外選挙人名簿登録者書面の縦覧場所	【鶴見区】	129
△	同	【神奈川区】	130
△	同	【西区】	131
△	同	【中区】	132
△	同	【南区】	133
△	同	【港南区】	134
△	同	【保土ヶ谷区】	135
△	同	【旭区】	136
△	同	【磯子区】	137
△	同	【金沢区】	138
△	同	【港北区】	139
△	同	【緑区】	140
△	同	【青葉区】	141
△	同	【都筑区】	142
△	同	【戸塚区】	143
△	同	【栄区】	144
△	同	【泉区】	145
△	同	【瀬谷区】	146

[監査委員]

△	包括外部監査の結果に関する報告の公表	【監査課】	147
	[正誤]		148

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 2 月 24 日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第 16 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する
条例

第 1 条 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 65 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（土壌汚染対策法に基づく調査を行った土地に係る特例）

第 65 条の 5 の 2 第 65 条の 4 第 1 項又は前条第 1 項の規定にかかわらず、土壌汚染有害物質使用地の全部又は一部について、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条第 2 項に規定する土壌汚染状況調査（同法第 14 条第 3 項の規定により土壌汚染状況調査とみなされる調査及び土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 23 号）による改正前の土壌汚染対策法第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項の規定による調査を含み、当該土地において製造し、使用し、処理し、又は保管していたすべての土壌汚染有害物質を対象としたものに限る。以下「土壌汚染状況調査」という。）が行われた場合であって、当該土壌汚染状況調査の行われた日以降に当該土地において土壌汚染有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管していないときにあっては、土壌汚染有害物質使用地のうち当該土壌汚染状況調査に係る部分については、第 65 条の 4 第 1 項又は前条第 1 項の規定による調査及び届出を要しない。

第 65 条の 6 第 1 項中「前条第 2 項」を「第 65 条の 5 第 2 項」に改める。

第 2 条 横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第 2 節 環境配慮書の提出等（第 16 条・第 17 条）」を「第 2 節 削除」に、「における環境への負荷の低減」を「における環境への負荷の低減等」に、「第 44 条」を「第 44 条の 2」に、「を使用する作業の制限等」を「の発散の防止」に、「第 65 条」を「第 61 条の 5」に、

「第 1 節の 2 土壌の汚染の防止等（第 65 条の 2 — 第 65 条の 8）」

第 2 節 特定廃棄物処分場敷地等の適正管理（第 66 条 — 第 70 条）」

を

「第 2 節 土地の形質の変更に伴う公害の防止（第 62 条—第 62 条の 3）」

第 2 節の 2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等（第 63 条—第 69 条の 8）」

第 2 節の 3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等（第 70 条—第 70 条の 9）」

に、「第 2 節 特定低公害車の導入等（第 135 条—第 137 条）」を「第 2 節 削除」に改め、「第 149 条」の次に「・第 149 条の 2」を加え、「第 164 条」を「第 165 条」に改める。

第 2 条中第 13 号を第 18 号とし、第 12 号を第 14 号とし、同号の次に次の 3 号を加える。

(15) 排水指定物質 カドミウム、シアン、トリクロロエチレンその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。

(16) 地下浸透禁止物質 排水指定物質のうち地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものその他の規則で定める物質をいう。

(17) 特定有害物質 土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質をいう。

第 2 条第 11 号中「たい積」を「堆積」に改め、同号を同条第 13 号とし、同条中第 10 号を第 12 号とし、第 7 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同条第 6 号中「おそれ」の次に「又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれ」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条中第 5 号を第 7 号とし、同条第 4 号中「別表に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。次条第 2 項において同じ。）を行う事業所のうち、」を削り、「規則で定める作業（以下「指定作業」という。）」を「指定作業」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 指定作業 別表に掲げる作業で規則で定めるものをいう。

(5) 指定施設 指定作業を行うために事業所に配置される施設（装置及び設備を含む。）で規則で定めるものをいう。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(19) 建築物 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。

(20) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。

第 3 条第 2 項第 4 号中「位置」を「敷地の境界線」に改め、同項第 6 号中「、規模」を削り、同項第 7 号中「別表に掲げる作業」を「指定作業」に改め、「種類」の次に「及び工程」を加え、同項第 8 号中「別表に掲げる作業を行うために事業所に配置され

る施設で規則で定めるもの（以下「指定施設」という。）」を「指定施設」に改め、同項第 12 号を次のように改める。

(12) 生コンクリートプラントその他の規則で定める施設を設置する指定事業所にあつては、自動車の出入口の位置
第 3 条第 2 項中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号を第 14 号とし、第 12 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業を行う指定事業所にあつては、その作業の方法
第 3 条第 3 項中「前項第 13 号」を「前項第 14 号」に、「第 12 号」を「第 13 号」に改める。

第 4 条第 1 項第 3 号中「生コンクリートプラントその他の」を「前条第 2 項第 12 号の」に改める。

第 6 条第 1 項中「で規則で定めるもの」を「（別表の 61 の項に掲げる作業（当該作業の一部分のみを行う場合のその作業又は当該作業と密接に関連する作業を含む。）を行う指定施設のみを設置する者を除く。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 市長は、前 3 項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、第 1 項の規定による掲示、第 2 項の規定による書換え又は前項の規定による撤去をするよう勧告することができる。

第 7 条の見出し中「事業開始」を「事業開始等」に改め、同条中「とき」の次に「（当該指定事業所に係る一部の指定施設を使用して事業を開始した場合を含む。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の場合において、一部の指定施設を使用して事業を開始した者は、当該指定事業所に係る全ての指定施設の設置の工事が完了したときは、その日から起算して 14 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第 8 条第 1 項中「第 14 号」を「第 15 号」に改め、「あつては、」の次に「これらの事項の変更のうち」を加え、「重要な変更」を「重要なもの」に改める。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 10 条の見出し中「事後届出」を「届出」に改め、同条第 1 項中「とき」の次に「、又は同項第 4 号及び第 6 号から第 15 号までに掲げる事項の変更のうち規則で定める変更をしたとき」を加え、同条第 2 項を削る。

第 12 条中「第 2 条第 4 号」の次に「若しくは第 5 号」を加え、「）又は」を「）、又は」に改める。

第 13 条中「第 2 条第 4 号」の次に「若しくは第 5 号」を加える

。第 15 条第 1 項中「第 2 条第 4 号」の次に「若しくは第 5 号」を加え、同条第 2 項中「又は第 9 条第 1 項の届出」及び「又は届出」を削り、「第 12 号」を「第 14 号」に改める。

第 2 章第 2 節を次のように改める。

第 2 節 削除

第 16 条及び第 17 条 削除

第 18 条第 1 項中「以下」を「次項第 3 号において」に、「行って」を「行い、並びに大気の汚染、水質の汚濁等の防止等生活環境を保全するための取組を総合的かつ継続的に推進して」に改め、同条第 2 項第 1 号中「氏名又は」を「指定事業所の設置者の氏名又は」に改め、同項第 2 号から第 5 号までの規定中「事業所」を「指定事業所」に改める。

第 19 条第 2 号中「あって」を「あっては」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）第 24 条の規定により過料の処分を受け、その処分を受けた日の翌日から起算して 1 年を経過しない者であるとき。

第 20 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 21 条中「第 18 条第 1 項の認定を受けた者」を「環境管理事業所の設置者」に、「同条第 2 項第 3 号」を「第 18 条第 2 項第 3 号」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、環境管理事業所の設置者が前項の規定による届出をしていないときは、当該環境管理事業所の設置者に対し、同項の規定による届出をするよう勧告することができる。

第 22 条第 1 項中「第 18 条第 1 項の認定を受けた者」を「環境管理事業所の設置者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 市長は、前項の規定に違反して環境管理事業所である旨の表示板又はこれと紛らわしい表示板を掲示している者があると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

第 24 条第 2 号中「第 18 条第 1 項の認定を受けた者」を「環境管理事業所の設置者」に改める。

第 28 条第 1 項第 1 号中「排水に含まれるカドミウム、シアン、トリクロロエチレンその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるもの（以下「排水指定物質」という。）」を「排水指定物質」に改める。

第 29 条の見出し中「特定有害物質」を「地下浸透禁止物質」に

改め、同条第 1 項中「排水指定物質（その化合物を含む。）のうち、地下に浸透することにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるもので規則で定める排水指定物質（以下「特定有害物質」という。）又は特定有害物質」を「地下浸透禁止物質又は地下浸透禁止物質」に改め、同条第 2 項中「とき」の次に「（第 2 条第 16 号の規則の改正により新たに地下浸透禁止物質が追加された場合）」を加える。

第 34 条第 2 項中「建築物」を「建築物等」に改める。

第 5 章の章名中「低減」を「低減等」に改める。

第 38 条中「事業者は」の次に「、次条の指針に従い」を加え、「おおむね次に掲げる事項の実施に」を「必要な措置を講ずるよう」に改め、同条各号を削る。

第 40 条中「事業者は」の次に「、次条の指針に従い」を加え、「、おおむね次に掲げるところにより」を削り、同条各号を削る。

第 5 章第 2 節中第 44 条の次に次の 1 条を加える。

（化学物質の自主的な管理の推進）

第 44 条の 2 事業者は、事業活動を行うに当たり、当該事業所で製造し、使用し、処理し、排出し、又は保管する化学物質に関する情報の収集及び整理に努めなければならない。

第 45 条中「事業者は」の次に「、次条の指針に従い」を加え、「及び事業所」を「、事業所」に改め、「、おおむね次に掲げるところにより」を削り、同条各号を削る。

第 47 条第 1 項中「事業者は」を「何人も」に改め、「、規則で定める焼却施設を用いることなく」を削り、同項ただし書中「地域的慣習による催しに伴う燃焼行為その他の規則で定める燃焼行為」を「次に掲げる燃焼行為について」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 規則で定める焼却施設を用いる燃焼行為

(2) 地域的慣習による催しに伴う燃焼行為その他の規則で定める燃焼行為（規則で定める物の燃焼に限る。）

第 47 条第 2 項を次のように改める。

2 前項第 2 号の燃焼行為を行う者は、みだりに当該燃焼行為を行ってはならない。

第 47 条第 3 項中「事業者」を「者」に改める。

第 6 章第 2 節の節名を次のように改める。

第 2 節 炭化水素系物質の発散の防止

第 48 条の見出しを削る。

第 49 条を次のように改める。

第 49 条 削 除

第 50 条 に 次 の 1 項 を 加 え る 。

2 市 長 は 、 船 舶 を 航 行 さ せ る 者 が 前 項 の 規 定 に 違 反 し て 船 舶 か
ら 規 則 で 定 め る 濃 度 以 上 の 排 煙 を 大 気 中 に 排 出 し て い る と き 、
又 は そ の お そ れ が あ る と 認 め る と き は 、 そ の 者 に 対 し 、 必 要 な
措 置 を と る よ う 勧 告 す る こ と が で き る 。

第 51 条 第 4 項 中 「 公 共 の た め の 宣 伝 放 送 そ の 他 営 利 を 目 的 と し
な い 宣 伝 放 送 に つ い て 」 を 「 宣 伝 放 送 の う ち 公 共 の た め の も の 又
は 営 利 を 目 的 と し な い も の で 、 規 則 で 定 め る も の に 」 に 改 め る 。

第 55 条 第 1 項 中 「 以 上 の 」 を 「 を 超 え る 」 に 改 め る 。

第 60 条 の 見 出 し 中 「 騒 音 」 を 「 外 部 騒 音 」 に 改 め 、 同 条 第 1 項
中 「 営 業 を 」 を 「 業 を 」 に 、 「 騒 音 」 を 「 外 部 騒 音 」 に 改 め 、 「
発 生 す る 当 該 客 用 駐 車 施 設 等 」 の 次 に 「 及 び そ の 外 部 」 を 加 え 、
同 条 第 2 項 及 び 第 3 項 中 「 騒 音 」 を 「 外 部 騒 音 」 に 改 め る 。

第 61 条 中 「 特 定 有 害 物 質 」 を 「 地 下 浸 透 禁 止 物 質 」 に 、 「 又 は
管 理 す る 」 を 「 管 理 し 、 又 は 占 有 す る 」 に 、 「 又 は 管 理 者 」 を 「
、 管 理 者 又 は 占 有 者 (以 下 「 所 有 者 等 」 と い う 。) 」 に 改 め る 。

第 62 条 第 1 項 中 「 地 下 水 の 水 質 の 浄 化 対 策 」 を 「 地 下 水 汚 染 の
防 止 」 に 改 め 、 同 条 を 第 61 条 の 2 と す る 。

第 63 条 の 見 出 し 中 「 指 導 」 を 「 措 置 」 に 改 め 、 同 条 第 1 項 中 「
を 浄 化 す る た め の 計 画 (以 下 「 地 下 水 浄 化 計 画 」 と い う 。) を 作
成 し 、 市 長 に 提 出 し な け れ ば 」 を 「 の 水 質 を 浄 化 す る た め の 措 置
を 講 じ な け れ ば 」 に 改 め 、 同 項 に 次 の た だ し 書 を 加 え る 。

た だ し 、 土 壌 汚 染 対 策 法 第 7 条 第 3 項 に 規 定 す る 指 示 措 置 等
又 は 第 66 条 の 2 第 3 項 に 規 定 す る 条 例 指 示 措 置 等 に よ り 地 下 水
汚 染 の 拡 散 の 防 止 に 係 る 措 置 が 講 じ ら れ る と き は 、 こ の 限 り で
な い 。

第 63 条 第 2 項 中 「 前 項 」 を 「 前 項 本 文 」 に 、 「 地 下 水 浄 化 計 画
を 作 成 し た 」 を 「 措 置 を 講 じ た 」 に 改 め 、 「 、 当 該 地 下 水 浄 化 計
画 を 誠 実 に 実 施 し 、 当 該 地 下 水 浄 化 計 画 が 完 了 し た と き は 」 を 削
り 、 同 条 第 3 項 を 削 り 、 同 条 第 4 項 中 「 、 地 下 水 浄 化 計 画 を 作 成
し て い な い と 認 め る と き 、 又 は 地 下 水 浄 化 計 画 を 誠 実 に 実 施 し て
」 を 「 同 項 本 文 の 措 置 を 講 じ て 」 に 、 「 及 び 地 下 水 汚 染 」 を 「 、
地 下 水 汚 染 」 に 、 「 期 限 を 定 め て 、 地 下 水 浄 化 計 画 の 作 成 又 は 地
下 水 浄 化 計 画 の 誠 実 な 実 施 を 」 を 「 同 項 本 文 の 措 置 を 講 ず る よ う
」 に 改 め 、 同 項 を 同 条 第 3 項 と し 、 同 条 を 第 61 条 の 3 と す る 。

第 64 条 第 1 項 中 「 前 条 第 4 項 」 を 「 前 条 第 3 項 」 に 、 「 地 下 水
汚 染 原 因 地 か ら 特 定 有 害 物 質 に 該 当 す る 物 質 を 含 む 水 の 地 下 へ の
浸 透 が あ っ た こ と 」 を 「 地 下 水 汚 染 」 に 、 「 の 浄 化 の た め の 措 置
を と る こ と を 」 を 「 を 浄 化 す る た め の 措 置 を 講 ず る よ う 」 に 改 め

、同条第 2 項中「を管理する者」を「の所有者等」に、「管理者」を「所有者等」に改め、同条を第 61 条の 4 とする。
 第 65 条第 1 項中「第 62 条第 2 項」を「第 61 条の 2 第 2 項」に、「第 63 条第 2 項の規定により地下水浄化計画を実施した」を「第 61 条の 3 第 1 項本文の規定により措置を講じた」に改め、同条第 2 項中「を所有している者でない」を「の全部又は一部を所有していない」に改め、同条第 3 項中「を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた地下水汚染原因地等」を「の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた地下水汚染原因地等の全部若しくは一部」に、「を貸与しよう」を「の全部又は一部を貸与しよう」に改め、同条を第 61 条の 5 とする。
 第 7 章第 1 節の 2 及び第 2 節を削り、同章第 1 節の次に次の 3 節を加える。

第 2 節 土地の形質の変更に伴う公害の防止

(土地の形質の変更に伴う公害の防止)

第 62 条 土地の掘削等その他の土地の形質の変更(以下「土地の形質の変更」という。)を行おうとする者は、当該土地の土壌の汚染状態及び当該土地に埋め立てられた物の状態に配慮し、次条の指針に従い、汚染された土壌又は埋め立てられた物に起因する公害が発生しない方法により行うように努めなければならない。

(土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針)

第 62 条の 2 市長は、土地の形質の変更を行おうとする者の汚染された土壌又は埋め立てられた物に起因する公害の防止に係る取組を支援するため、土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針を定め、これを公表しなければならない。

(汚染土壌による埋立て等の禁止等)

第 62 条の 3 何人も、特定有害物質又はダイオキシン類による汚染状態が規則で定める基準に適合していない土壌(以下この条において「汚染土壌」という。)を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積(以下この条において「埋立て等」という。)を行ってはならない。ただし、次に掲げる行為にあっては、この限りでない。

- (1) 土壌汚染対策法(以下この項及び次節において「法」という。)第 9 条各号又は第 66 条の 3 各号に掲げる行為で、法第 6 条第 1 項又は第 66 条第 1 項の規定による指定に係る区域内において掘削した汚染土壌を当該区域内に埋め戻す行為
- (2) 法第 11 条第 1 項又は第 67 条第 1 項の規定による指定に係る区域内において掘削した汚染土壌を当該区域内に埋め戻す行為

- (3) 生活環境を保全するために必要な措置として規則で定める措置が講じられている行為
- 2 土地の所有者等は、前項の規定に違反することとなる埋立て等を行わせるために、その所有し、管理し、又は占有する土地を譲渡し、又は使用させてはならない。
- 3 市長は、第 1 項の規定に違反して汚染土壌による埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、当該埋立て等を行い、若しくは行おうとする者又は当該埋立て等に係る土地の所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第 2 節 の 2 特定有害物質による土壌の汚染の防止等
(用語の定義)

第 63 条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土壌汚染状況調査法第 2 条第 2 項に規定する土壌汚染状況調査をいう。
- (2) 指定調査機関 法第 4 条第 2 項に規定する指定調査機関をいう。
- (3) 特定有害物質使用等事業所 特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体の製造、使用、処理、保管若しくは貯蔵（以下「特定有害物質の使用等」という。）を行う事業所又は過去において特定有害物質の使用等を行った事業所をいう。

(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等)

- 第 64 条 特定有害物質使用等事業所を設置している者は、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用等事業所における特定有害物質の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しなければならない。この場合において、特定有害物質使用等事業所を設置している者以外に当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等があるときは、規則で定める期間ごとに、当該土地の所有者等に対し当該記録の写しを送付しなければならない。
- 2 前項の規定による記録をした者又は同項の規定により記録の写しを送付された者は、規則で定めるところにより、当該記録又はその写しを保存しなければならない。
- 3 前項の規定による保存を行う特定有害物質使用等事業所の敷地である土地の所有者等は、当該特定有害物質使用等事業所の敷地である土地又は敷地であった土地の全部又は一部を譲渡し、又は貸与しようとするときは、当該記録又はその写しを当該譲渡又は貸与に係る相手方に交付しなければならない。特定有

害物質使用等事業所の敷地であった土地を譲り受けた者にあっても、同様とする。

- 4 市長は、前3項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第1項の規定による調査、記録若しくは送付、第2項の規定による保存又は前項の規定による交付をするよう勧告することができる。

(廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地等の調査)

第64条の2 特定有害物質使用等事業所を設置していた者は、当該特定有害物質使用等事業所を廃止したときは、当該廃止した日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

- 2 廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の所有者等であって、当該特定有害物質使用等事業所を設置していたもの又は次項の規定により市長から通知を受けたものは、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に土壤汚染状況調査の例により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該土地について、法第3条第1項ただし書の規定による確認を受けた場合

(2) 当該土地について、土壤汚染状況調査（法第14条第3項の規定により土壤汚染状況調査とみなされる調査及び土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正前の法第3条第1項又は第4条第1項の規定による調査を含む。）が行われた場合（当該土壤汚染状況調査が行われた日から当該特定有害物質使用等事業所が廃止された日まで間に、当該土地において特定有害物質の使用等が行われた場合を除く。）

(3) 規則で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の市長の確認を受けた場合

- 3 市長は、第1項の規定による届出を受けた場合その他特定有害物質使用等事業所が廃止されたことを知った場合において、当該特定有害物質使用等事業所を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、規則で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該特定有害物質使用等事業所が廃止された旨その他の規則で定める事項を通知するものとする。

- 4 市長は、第2項に規定する者が同項の規定による報告をせず

- 、又は虚偽の報告をしたときは、規則で定めるところにより、その者に対し、その報告を行ない、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができるとする。
- 5 第2項第3号の確認を受けた者は、当該確認に係る土地の利用の方法の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前項の規定による届出を受けた場合において、当該変更後の土地の利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがないと認められないときは、当該確認を取り消すものとする。
- 7 前各項の規定は、特定有害物質使用等事業所を設置している者が当該特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外用に供することとなつた場合について準用する。この場合において、第1項中「設置していた」とあるのは「設置している」と、「を廃止した」とあるのは「の敷地であった土地の一部の利用の方法を変更し、当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外用に供することとなつた」とあるのは「当該変更した」と、第2項中「廃止された特定有害物質使用等事業所の敷地」とあるのは「特定有害物質使用等事業所の敷地の一部」と、「設置していた」とあるのは「設置している」と、「次項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する次項」と、同項第2号中「が廃止された」とあるのは「の敷地であった土地の一部の利用の方法が変更され当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外用に供することとなつた」と、第3項中「第1項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第1項」と、「が廃止された」とあるのは「の敷地であった土地の一部の利用の方法が変更され当該特定有害物質使用等事業所の敷地以外用に供することとなつた」と、「設置していた」とあるのは「設置している」と、第4項中「第2項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する第2項」と、第5項中「第2項第3号」とあるのは「第7項において準用する第2項第3号」と、第6項中「前項」とあるのは「第7項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。
- 8 特定有害物質使用等事業所の敷地であった土地の所有者等が前項において準用する第2項の規定による報告をした場合における第2項の規定の適用については、同項中「であった土地」とあるのは、「であった土地（第7項において読み替えて準用するこの項の規定による報告に係る部分を除く。以下この条（

第 8 項を除く。)において同じ。)とする。

(土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第 65 条 土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 法第 4 条第 1 項の規定による届出に係る行為

(2) 法第 9 条第 1 号及び第 2 号に掲げる行為

(3) 法第 11 条第 1 項の規定による指定に係る区域内における行為

(4) 特定有害物質使用等事業所の敷地である土地又は敷地であった土地以外の土地にあっては、その対象となる土地の面積が規則で定める規模未満の土地の形質の変更をする行為

(5) 軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの

(6) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 市長は、前項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されていられるおそれがあるものとして規則で定める基準に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に土壤汚染状況調査の例により調査させて、その結果を報告することを命ずることができる。

(条例要措置区域の指定等)

第 66 条 市長は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置(以下「汚染の除去等の措置」という。)を講ずることが必要な区域として指定するものとする。ただし、当該土地が法第 6 条第 4 項に規定する要措置区域(以下「要措置区域」という。)に含まれるときは、この限りでない。

(1) 第 64 条の 2 第 2 項(同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。)又は前条第 2 項の規定による調査(以下「条例土壤汚染状況調査」という。)の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が規則で定める基準に適合しないこと。

(2) 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして規則で定める

基準に該当すること。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

4 市長は、汚染の除去等の措置により、第1項の規定による指定に係る区域（以下「条例要措置区域」という。）の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなったと認めるときは、当該条例要措置区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除について準用する。

6 条例要措置区域の全部又は一部について、法第6条第1項の規定による指定がされた場合においては、当該条例要措置区域の全部又は一部について第1項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、同条第2項の規定による公示が行われたときは、前項において準用する第2項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

（汚染の除去等の措置）

第66条の2 市長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、条例要措置区域内の土地の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該条例要措置区域内において汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によつて当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかなる場合であつて、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、規則で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

2 市長は、前項の規定による指示をするときは、当該条例要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由その他規則で定める事項を示さなければならない。

3 第1項の規定により市長から指示を受けた者は、同項の期限までに、前項の規定により示された汚染の除去等の措置又はこれと同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置を講じなければならない。

4 市長は、前項に規定する者が条例指示措置等を講じていないと認めるときは、規則で定めるところにより、その者に対し、当該条例指示措置等を講ずべきことを命ずることができる。

5 前2項の規定によつて講ずべき条例指示措置等に関する技術的基準は、法第7条第3項に規定する指示措置等の例による。
(条例要措置区域内における土地の形質の変更の禁止)

第66条の3 条例要措置区域内においては、何人も、土地の形質の変更をしてはならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定により市長から指示を受けた者が条例指示措置等として行う行為
- (2) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
- (3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
(適用除外)

第66条の4 第65条第1項の規定は、第66条の2第1項の規定により市長から指示を受けた者が条例指示措置等として行う行為については、適用しない。

(条例形質変更時要届出区域の指定等)

第67条 市長は、土地が第66条第1項第1号に該当し、同項第2号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によつて汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域として指定するものとする。ただし、当該土地が法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)に含まれるときは、この限りでない。

2 市長は、土壤の特定有害物質による汚染の除去により、前項の規定による指定に係る区域(以下「条例形質変更時要届出区域」という。)の全部又は一部について同項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該条例形質変更時要届出区域の全部又は一部について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 第66条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による指定及び前項の規定による解除について準用する。

4 条例形質変更時要届出区域の全部又は一部について、法第6条第1項若しくは第11条第1項又は第66条第1項の規定による指定がされた場合においては、当該条例形質変更時要届出区域の全部又は一部について第1項の規定による指定が解除されたものとする。この場合において、法第6条第2項(法第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定による指定の公示

又は第 66 条第 2 項の規定による指定の告示をしたときは、前項において準用する同条第 2 項の規定による解除の告示をしたものとみなす。

(条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第 67 条の 2 条例形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

(1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるもの

(2) 条例形質変更時要届出区域が指定された際既に着手していた行為

(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 条例形質変更時要届出区域が指定された際当該条例形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して 14 日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

3 条例形質変更時要届出区域内において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、当該土地の形質の変更をした日から起算して 14 日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。

4 市長は、第 1 項の規定による届出を受けた場合において、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法が規則で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受けた日から 14 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(適用除外)

第 67 条の 3 第 65 条第 1 項の規定は、条例形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しない。

(周辺住民への周知)

第 68 条 要措置区域若しくは形質変更時要届出区域 (以下「要措置区域等」という。) 又は条例要措置区域若しくは条例形質変更時要届出区域 (以下「条例要措置区域等」という。) 内において汚染の除去等の措置を講じようとする者又は土地の形質の変更をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める範囲の住民にその旨を周知しなければならない。

ない。

- 2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による周知をしていない場合で、汚染の除去等の措置又は土地の形質の変更によつて特定有害物質により汚染された土壤に起因する公害が生ずるおそれがあると認めるときは、その者に対し、同項の規定による周知をするよう勧告することができる。

(土壤汚染による地下水への影響の調査)

第 68 条の 2 土壤汚染状況調査又は条例土壤汚染状況調査(以下「条例土壤汚染状況調査等」という。)の結果、条例土壤汚染状況調査等を行った土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準(規則で定める事項を除く。)に適合していないと認められたときは、当該条例土壤汚染状況調査等をさせた者は、当該土壤の汚染による地下水への影響を規則で定める方法により調査し、その結果を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による調査又は報告をしていないときは、その者に対し、同項の規定による調査又は報告をするよう勧告することができる。

(台帳)

第 68 条の 3 市長は、条例要措置区域等の台帳、条例土壤汚染状況調査が行われその結果が第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準に適合している土地の台帳及び要措置区域等又は条例要措置区域等の指定が解除された土地の台帳(以下この条において「台帳」という。)を調製し、これを保管しなければならない。

- 2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

- 3 市長は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(汚染された土壤の搬出時の届出及び計画変更命令)

第 69 条 条例要措置区域等内の土地の土壤(指定調査機関が規則で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第 66 条第 1 項第 1 号の規則で定める基準に適合すると市長が認めたものを除く。以下「条例汚染土壤」という。)を当該条例要措置区域等外へ搬出しようとする者(その委託を受けて当該条例汚染土壤の運搬のみを行おうとする者を除く。)は、当該条例汚染土壤の搬出に着手する日の 14 日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び条例汚染土壤を試験研究の用に供するた

めに当該搬出を行う場合は、この限りでない。

- (1) 当該条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (2) 当該条例汚染土壌の体積
- (3) 当該条例汚染土壌の運搬の方法
- (4) 当該条例汚染土壌を運搬する者及び当該条例汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
- (5) 当該条例汚染土壌を処理する施設の所在地
- (6) 当該条例汚染土壌の搬出の着手予定日
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、その届出に係る行為に着手する日の14日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならぬ。

3 非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者は、当該条例汚染土壌を搬出した日から起算して14日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならぬ。

4 市長は、第1項又は第2項の届出があつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その届出を受けたる日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、当該各号に定める措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 運搬の方法が次条の規則で定める条例汚染土壌の運搬に関する基準に違反している場合 当該条例汚染土壌の運搬の方法を変更すること。
- (2) 第69条の3第1項の規定に違反して当該条例汚染土壌の処理を法第22条第1項の許可を受けた者（以下「汚染土壌処理業者」という。）に委託しない場合 当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託すること。
（運搬に関する基準）

第69条の2 条例要措置区域等外において条例汚染土壌を運搬する者は、規則で定める条例汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該条例汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

（汚染された土壌の処理の委託）

第69条の3 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であって当該条例汚染土壌を自ら処理する場合
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合
- (3) 条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者について準用する。ただし、当該搬出をした者が汚染土壌処理業者であって当該条例汚染土壌を自ら処理する場合は、この限りでない。

(措置命令)

第 69 条の 4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、条例汚染土壌の特定有害物質による汚染の拡散の防止のため必要があると認めるときは、当該各号に定める者に対し、相応の期限を定めて、当該条例汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

- (1) 第 69 条の 2 の規定に違反して当該条例汚染土壌を運搬した場合 当該運搬を行った者
- (2) 前条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して当該条例汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなかった場合 当該条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者（その委託を受けて当該条例汚染土壌の運搬のみを行った者を除く。）

(管理票)

第 69 条の 5 条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出する者は、その条例汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、規則で定めるところにより、当該委託に係る条例汚染土壌の引渡しと同時に当該条例汚染土壌の運搬を受託した者（当該委託が条例汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者）に対し、当該委託に係る条例汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した管理票を交付しなければならぬ。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び条例汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、非常災害のために必要な応急措置として

条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者について準用する。

- 3 条例汚染土壌の運搬を受託した者（以下「運搬受託者」という。）は、当該運搬を終了したときは、第 1 項（前項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定により交付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、第 1 項の規定により管理票を交付した者（以下この条において「管理票交付者」という。）に当該管理票の写しを送付しなければならぬ。この場合において、当該条例汚染土壌について処理を委託された者があるときは、当該処理を委託された者に管理票を回付しなければならぬ。
- 4 条例汚染土壌の処理を受託した者（以下「処理受託者」という。）は、当該処理を終了したときは、第 1 項の規定により交付された管理票又は前項後段の規定により回付された管理票に規則で定める事項を記載し、規則で定める期間内に、当該処理を委託した管理票交付者に当該管理票の写しを送付しなければならぬ。この場合において、当該管理票が同項後段の規定により回付されたものであるときは、当該回付をした者にも当該管理票の写しを送付しなければならぬ。
- 5 管理票交付者は、前 2 項の規定による管理票の写しの送付を受けたときは、当該運搬又は処理が終了したことを当該管理票の写しにより確認し、かつ、当該管理票の写しを当該送付を受けた日から規則で定める期間保存しなければならぬ。
- 6 管理票交付者は、規則で定める期間内に、第 3 項又は第 4 項の規定による管理票の写しの送付を受けないとき、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない管理票の写し若しくは虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、速やかに当該委託に係る条例汚染土壌の運搬又は処理の状況を把握し、その結果を市長に届け出なければならぬ。
- 7 運搬受託者は、第 3 項前段の規定により管理票の写しを送付したとき（同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。）は当該管理票を当該送付の日から、第 4 項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ規則で定める期間保存しなければならぬ。
- 8 処理受託者は、第 4 項前段の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から規則で定める期間保存しなければならぬ。
（虚偽の管理票の交付等の禁止）

第 69 条の 6 何人も、条例汚染土壌の運搬を受託していないにも

- かかわらず、前条第 3 項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。
- 2 何人も、条例汚染土壌の処理を委託していないにもかかわらず、前条第 4 項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。
- 3 運搬受託者又は処理受託者は、受託した条例汚染土壌の運搬又は処理を終了していないにもかかわらず、前条第 3 項又は第 4 項の規定による送付をしてはならない。
(汚染土壌処理業許可申請前対策指針)
- 第 69 条の 7 市長は、法第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の許可を受けようとする者に対して、生活環境の保全に対する一層の配慮を求めるとともに、周辺住民の理解を得た円滑な事業の実施を促すため、汚染土壌処理業許可申請前対策指針を策定し、必要な指導を行うものとする。
(報告及び検査)
- 第 69 条の 8 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、条例土壌汚染状況調査に係る土地若しくは条例要措置区域等内の土地の所有者等又は条例要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況若しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。
- 2 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、条例汚染土壌を当該条例要措置区域等外へ搬出した者若しくは条例汚染土壌の運搬を行った者に対し、条例汚染土壌の運搬若しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該条例汚染土壌の積卸しを行う場所その他の場所若しくは条例汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の車両若しくは船舶(以下この項において「自動車等」という。)に立ち入り、当該条例汚染土壌の状況、自動車等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 市長は、この節の規定の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 4 前 3 項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す

- 証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第1項から第3項までに規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。
- 第2節の3 ダイオキシン類による土壌の汚染の防止等（ダイオキシン類に係る記録の管理等）
- 第70条 ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設を設置する事業所（以下「ダイオキシン類管理対象事業所」という。）を設置している者は、規則で定めるところにより、ダイオキシン類管理対象事業所における当該施設の使用状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録しなければならない。
- 2 ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者は、ダイオキシン類管理対象事業所の敷地（ダイオキシン類管理対象事業所となつた場合の当該事業所の敷地及びダイオキシン類管理対象事業所の敷地が廃止された場合の当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であつた土地を含む。以下「ダイオキシン類管理対象地」という。）の全部若しくは一部を譲渡しようとするとき、又は借り受けていた土地にダイオキシン類管理対象事業所を設置している場合において当該ダイオキシン類管理対象地の全部若しくは一部を返還しようとするときにあつては前項の記録を、当該ダイオキシン類管理対象地の全部又は一部を貸与しようとするときにあつては同項の記録の写しを、当該ダイオキシン類管理対象地を譲渡し、若しくは返還し、又は貸与しようとする相手方に交付しなければならない。ダイオキシン類管理対象地を譲り受け、又は返還を受けた者にあつても、同様とする。
- 3 市長は、前2項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第1項の規定による調査若しくは記録又は前項の規定による交付をするよう勧告することができる。（廃止されたダイオキシン類管理対象事業所の敷地であつた土地等の調査）
- 第70条の2 ダイオキシン類管理対象事業所を設置していた者は、当該ダイオキシン類管理対象事業所を廃止したときは、当該廃止した日から30日以内に、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出なければならない。
- 2 ダイオキシン類管理対象事業所を設置していた者は、当該ダイオキシン類管理対象事業所を廃止したときは、規則で定めるところにより、当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であつた土地の土壌のダイオキシン類による汚染の状況について、当該汚染の状況を適切に調査することができるときに規則で定め

- る方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第1項の規定による届出又は前項の規定による調査若しくは報告をすすめるよう勧告することができる。
(ダイオキシン類管理対象地における土地の形質の変更の実施等)
- 第70条の3 ダイオキシン類管理対象地内において土地の形質の変更を行おうとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、当該土地の形質の変更に係る計画その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る土地の形質の変更(当該変更を起因して公害が生ずるおそれがないこと)が行う前に、規則で定めるところにより、当該土地の土壌のダイオキシン類による汚染の状況について、当該汚染の状況を適切に調査することができる者に規則で定める方法により調査させて、その結果を市長に報告しなければならない。
- 3 前項の規定による報告をした者は、ダイオキシン類管理対象地の土壌が規則で定める土壌汚染に係る基準に適合していないことが確認されたときは、当該土地の形質の変更に伴う当該汚染された土壌に起因する公害を防止する措置を講じなければならない。
- 4 前項の規定による措置を講じた者は、その結果を市長に報告しなければならない。
- 5 ダイオキシン類管理対象地(前条第2項又は第2項の規定による調査により土壌の汚染が確認された土地に限る。)において非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更を行った者は、当該土地の形質の変更を行った日から起算して14日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、前各項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、第1項の規定による届出若しくは第2項の規定による調査若しくは報告をし、第3項の規定による措置を講じ、又は第4項の規定による報告若しくは前項の規定による届出をすすめるよう勧告することができる。
- 7 前各項(第1項ただし書及び第5項を除く。)の規定は、ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者が当該ダイオキシン類管理対象事業所の敷地であった土地の一部の利用の方法

を 変 更 し、 当 該 ダ イ オ キ シ ン 類 管 理 対 象 事 業 所 の 敷 地 以 外 の 用
 に 供 ず る こ と と な っ た 場 合 に つ い て 準 用 す る。 こ の 場 合 に お い
 て、 第 1 項 中 「 土 地 の 形 質 の 変 更 」 と あ る の は 「 土 地 の 一 部 の
 利 用 の 方 法 の 変 更 」 と、 「 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 に 着 手 す る 」
 と あ る の は 「 当 該 変 更 を す る 」 と、 「 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 に
 係 る 」 と あ る の は 「 当 該 変 更 に 係 る 」 と、 第 2 項 中 「 前 項 」 と
 あ る の は 「 第 7 項 に お い て 読 み 替 え て 準 用 す る 前 項 」 と、 「 当
 該 届 出 に 係 る 土 地 の 形 質 の 変 更 (当 該 変 更 に 起 因 し て 公 害 が 生
 ず る お そ れ が な い こ と が 明 ら か な も の と し て 規 則 で 定 め る も の
 を 除 く。) 」 と あ る の は 「 当 該 届 出 に 係 る 変 更 」 と、 第 3 項 中
 「 前 項 」 と あ る の は 「 第 7 項 に お い て 読 み 替 え て 準 用 す る 前 項
 」 と、 「 ダ イ オ キ シ ン 類 管 理 対 象 地 」 と あ る の は 「 当 該 報 告 に
 係 る 土 地 」 と、 「 当 該 土 地 の 形 質 の 変 更 」 と あ る の は 「 当 該 変
 更 」 と、 第 4 項 中 「 前 項 」 と あ る の は 「 第 7 項 に お い て 読 み 替
 え て 準 用 す る 前 項 」 と、 第 6 項 中 「 前 各 項 」 と あ る の は 「 第 7
 項 に お い て 読 み 替 え て 準 用 す る 第 1 項 か ら 第 4 項 ま で 」 と、 「
 第 1 項 」 と あ る の は 「 第 7 項 に お い て 読 み 替 え て 準 用 す る 第 1
 項 」 と、 「 第 2 項 」 と あ る の は 「 第 7 項 に お い て 読 み 替 え て 準
 用 す る 第 2 項 」 と、 「 第 3 項 」 と あ る の は 「 第 7 項 に お い て 読
 み 替 え て 準 用 す る 第 3 項 」 と、 「 第 4 項 」 と あ る の は 「 第 7 項
 に お い て 読 み 替 え て 準 用 す る 第 4 項 」 と、 「 報 告 若 し く は 前 項
 の 規 定 に よ る 届 出 」 と あ る の は 「 報 告 」 と 読 み 替 え る も の と す
 る。

- 8 ダイオキシン類管理対象事業所を設置している者が前項にお
 いて準用する第2項の規定による報告をした場合における第2
 項の規定の適用については、同項中「当該土地」とあるのは、
 「当該土地（第7項において読み替えて準用するこの項の規定
 による報告に係る部分を除く。次項において同じ。）」とする
 。

（周辺住民への周知）

第70条の4 前条第3項（同条第7項において読み替えて準用す
 る場合を含む。）の規定による措置を講じようとする者は、規
 則で定めるところにより、あらかじめ、規則で定める範囲の住
 民にその旨を周知しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による周知をしてい
 ない場合で、土地の形質の変更によつてダイオキシン類により
 汚染された土壤に起因する公害が生ずるおそれがあると認める
 ときは、その者に対し、同項の規定による周知をすすよう勧告
 することができる。

（ダイオキシン類による地下水への影響の調査）

第 70 条 の 5 第 70 条 の 2 第 2 項 又は 第 70 条 の 3 第 2 項 (同 条 第 7 項 にお いて 読 み 替 え て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。) の 規 定 に よ る 調 査 の 結 果 、 当 該 調 査 を 行 っ た 土 地 の 土 壌 の ダ イ オ キ シ ン 類 に よ る 汚 染 状 態 が 規 則 で 定 め る 基 準 に 適 合 し て い な い と 認 め ら れ た と き は 、 当 該 調 査 を さ せ た 者 は 、 当 該 土 壌 の 汚 染 に よ る 地 下 水 へ の 影 響 を 規 則 で 定 め る 方 法 に よ り 調 査 し 、 そ の 結 果 を 市 長 に 報 告 し な け れ ば な ら ない。

2 市 長 は 、 前 項 に 規 定 す る 者 が 同 項 の 規 定 に よ る 調 査 又 は 報 告 を し て い な い と き は 、 そ の 者 に 対 し 、 同 項 の 規 定 に よ る 調 査 又 は 報 告 を す る よ う 勧 告 す る こ と が で き る。
(土 壌 調 査 等 の 記 録 の 管 理 等)

第 70 条 の 6 第 70 条 の 2 第 2 項 、 第 70 条 の 3 第 2 項 若 し く は 第 4 項 (同 条 第 7 項 に お いて こ れ ら の 規 定 を 読 み 替 え て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。) 又 は 前 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 報 告 を し た 者 は 、 当 該 報 告 に 係 る 記 録 を 保 存 し て お か な け れ ば な ら ない。

2 前 項 に 規 定 す る 者 は 、 ダ イ オ キ シ ン 類 管 理 対 象 地 の 全 部 若 し く は 一 部 を 譲 渡 し よ う と す る と き 、 又 は 借 り 受 け て い た ダ イ オ キ シ ン 類 管 理 対 象 地 の 全 部 若 し く は 一 部 を 返 還 し よ う と す る と き に あ っ て は 同 項 の 記 録 を 、 ダ イ オ キ シ ン 類 管 理 対 象 地 の 全 部 又 は 一 部 を 貸 与 し よ う と す る と き に あ っ て は 同 項 の 記 録 の 写 し を 、 当 該 ダ イ オ キ シ ン 類 管 理 対 象 地 を 譲 渡 し 、 若 し く は 返 還 し 、 又 は 貸 与 し よ う と す る 相 手 方 に 交 付 し な け れ ば な ら ない。ダ イ オ キ シ ン 類 管 理 対 象 地 を 譲 り 受 け 、 又 は 返 還 を 受 け た 者 に あ っ て も 、 同 様 と す る。

3 市 長 は 、 前 2 項 の 規 定 に 違 反 し て い る 者 が あ る と き は 、 そ の 者 に 対 し 、 第 1 項 の 規 定 に よ る 保 存 又 は 前 項 の 規 定 に よ る 交 付 を す る よ う 勧 告 す る こ と が で き る。
(台 帳)

第 70 条 の 7 市 長 は 、 第 70 条 の 2 第 2 項 又 は 第 70 条 の 3 第 2 項 (同 条 第 7 項 に お いて 読 み 替 え て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。) の 規 定 に よ る 報 告 に 係 る 台 帳 (以 下 こ の 条 に お いて 「 台 帳 」 と い う 。) を 調 製 し 、 こ れ を 保 管 し な け れ ば な ら ない。

2 台 帳 の 記 載 事 項 そ の 他 そ の 調 製 及 び 保 管 に 関 し 必 要 な 事 項 は 、 規 則 で 定 め る。

3 市 長 は 、 台 帳 の 閲 覧 を 求 め ら れ た と き は 、 正 当 な 理 由 が な け れ ば 、 こ れ を 拒 む こ と が で き ない。
(土 地 の 所 有 者 等 の 協 力)

第 70 条 の 8 第 70 条 の 2 第 2 項 の 規 定 に よ る 調 査 、 第 70 条 の 3 第 2 項 (同 条 第 7 項 に お いて 読 み 替 え て 準 用 す る 場 合 を 含 む 。) の 規 定 に よ る 調 査 又 は 同 条 第 3 項 (同 条 第 7 項 に お いて 読 み 替

えて準用する場合を含む。)の規定による措置に係る土地の所有者等は、当該調査又は措置に協力するよう努めるものとする。

(ダイオキシン類管理対象地における記録の交付等を要しない場合)

第 70 条の 9 ダイオキシン類管理対象地において、土地の形質の変更に伴うダイオキシン類により汚染された土壤に起因する公害の発生が見込まれない場合として規則で定める場合は、第 70 条の 3 から前条までの規定は、適用しない。

第 74 条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項に規定する者が同項の規定による届出をしていないときは、その者に対し、同項の規定による届出をするよう勧告することができる。

第 75 条に次の 1 項を加える。

5 市長は、第 2 項又は第 3 項の規定に違反している者があるときは、その者に対し、第 2 項又は第 3 項の規定による届出をするよう勧告することができる。

第 89 条中「建築物」を「建築物等」に改め、「大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 2 条第 8 項に規定する特定粉じん排出等作業(以下「特定粉じん排出等作業」という。)に該当するものを除く。」を削る。

第 92 条第 1 項中「を伴う」を「(大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)第 18 条の 15 第 1 項又は第 2 項の規定による届出に係る同法第 2 条第 12 項に規定する特定粉じん排出等作業を除く。以下この条において同じ。)を伴う」に改め、同項第 2 号中「を行う」を「の」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 石綿排出作業の実施の期間

第 93 条第 1 項中「石綿の濃度」を「石綿濃度等」に改め、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 94 条中「第 92 条の」の次に「規定による届出をした者又は大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項若しくは第 2 項の規定による」を加え、「石綿排出作業」を「届出に係る作業」に、「その旨」を「次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 石綿排出作業の場所

(3) 石綿排出作業の実施の期間

(4) その他規則で定める事項

第 124 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による届出に係る小規模揚水施設を譲り受け、若

しくは借り受けた者又は当該届出をした者について相続、合併若しくは分割があった場合における相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該小規模揚水施設を承継した法人は、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

第 128 条第 2 号中「少ない自動車」の次に「として市長が定めるもの」を加え、同条第 3 号を削る。

第 131 条の見出し中「自動車等」を「自動車」に改め、同条中「自動車等の製造」を「自動車の製造」に、「排出ガスの量又は騒音の発生がより少ない自動車等」を「低公害車」に改める。

第 134 条第 2 項を削る。

第 9 章第 2 節を次のように改める。

第 2 節 削除

第 135 条から第 137 条まで 削除

第 141 条の 2 中「（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。））」を削り、「同条第 13 号」を「建築基準法第 2 条第 13 号」に改める。

第 149 条第 1 項中「の施設、容器等の破損等の」を「において生じた」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の場合においては、同項の事態を発生させた事業者は、速やかに、当該事故の状況及びとった措置の概要を市長に報告しなければならない。

第 149 条第 3 項を削り、第 12 章中同条の次に次の 1 条を加える

。

第 149 条の 2 市長は、前条第 1 項の事態を発生させた事業者が同項の応急の措置をとっていないとき、又は同様の事態を再発させるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、同項の応急の措置その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令を受けた事業者は、当該命令による措置をとったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

第 155 条を次のように改める。

第 155 条 削除

第 156 条第 1 項中「第 17 条第 2 項、第 49 条第 2 項」を「第 6 条第 4 項、第 21 条第 2 項、第 22 条第 3 項、第 50 条第 2 項」に、「第 65 条の 8 第 2 項」を「第 61 条の 3 第 3 項、第 62 条の 3 第 3 項、第 64 条第 4 項」に改め、「第 68 条第 2 項」の次に「、第 68 条の 2 第 2 項、第 70 条第 3 項、第 70 条の 2 第 3 項、第 70 条の 3 第 6 項（同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）」、第 70 条の

4 第 2 項、第 70 条の 5 第 2 項、第 70 条の 6 第 3 項、第 74 条第 2 項、第 75 条第 5 項」を加え、「第 134 条第 1 項、第 137 条第 2 項」を「第 134 条」に改める。

第 159 条の次に次の 1 条を加える。

第 159 条の 2 次のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第 64 条の 2 第 4 項（同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第 65 条第 2 項、第 66 条の 2 第 4 項、第 67 条の 2 第 4 項、第 69 条第 4 項又は第 69 条の 4 の規定による命令に違反した者

(2) 第 66 条の 3 の規定に違反した者

第 160 条中「第 64 条第 1 項」を「第 61 条の 4 第 1 項」に改める。

第 161 条第 1 号中「第 14 号」を「第 15 号」に改め、同条第 2 号中「第 9 条第 2 項、」を削り、「第 149 条第 2 項」を「第 149 条の 2 第 1 項」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

第 161 条の 2 次のいずれかに該当する者は、3 月以下の懲役又は 300,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第 64 条の 2 第 5 項（同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む。）、第 65 条第 1 項、第 67 条の 2 第 1 項又は第 69 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第 69 条の 2 の規定に違反して、条例汚染土壌を運搬した者

(3) 第 69 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、条例汚染土壌の処理を他人に委託した者

(4) 第 69 条の 5 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理票を交付せず、又は同条第 1 項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

(5) 第 69 条の 5 第 3 項前段又は第 4 項の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

(6) 第 69 条の 5 第 3 項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかった者

(7) 第 69 条の 5 第 5 項、第 7 項又は第 8 項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかった者

(8) 第 69 条の 6 第 1 項又は第 2 項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

(9) 第 69 条の 6 第 3 項の規定に違反して、送付をした者
 第 161 条の 3 第 69 条の 8 第 1 項から第 3 項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、忌避した者は、300,000 円以下の罰金に処する。

第 162 条第 1 号中「第 9 条第 1 項、第 49 条第 1 項又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

第 163 条第 1 号中「、第 49 条第 3 項」を削り、同条第 4 号中「第 149 条第 3 項」を「第 149 条の 2 第 2 項」に改める。

本則に次の 1 条を加える。

第 165 条 第 67 条の 2 第 2 項若しくは第 3 項、第 69 条第 3 項又は第 69 条の 5 第 6 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50,000 円以下の過料に処する。

別表中「第 3 条」を「第 6 条」に改め、同表の 51 の項の次に次のように加える。

51 の 2 汚染土壌の処理の作業

附 則

(施行 期 日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

(経 過 措 置)

2 第 2 条の規定による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「新条例」という。）第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）第 3 条第 1 項の許可の申請について適用し、施行日前にされた同項の許可の申請については、なお従前の例による。

3 新条例第 7 条の規定は、施行日以後に事業を開始した新条例第 2 条第 6 号に規定する指定事業所（以下「新指定事業所」という。）について適用し、施行日前に事業を開始した第 2 条の規定による改正前の横浜市生活環境の保全等に関する条例（以下「旧条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する指定事業所（以下「旧指定事業所」という。）に係る事業を開始した旨の届出については、なお従前の例による。

4 新条例第 8 条第 1 項の規定は、施行日以後にされる同項の許可の申請について適用し、施行日前にされた旧条例第 8 条第 1 項の許可の申請については、なお従前の例による。

5 旧条例第 9 条第 1 項の規定による届出をした者が設置する旧指定事業所の当該届出に係る変更については、新条例第 8 条及び第 10 条の規定は、適用しない。

- 6 旧条例第9条第1項の規定による届出をした者に対する同条第2項の規定による命令については、なお従前の例による。
- 7 新条例第10条の規定は、施行日以後に条例第3条第2項第1号から第3号までに掲げる事項の変更又は新条例第10条に規定する規則で定める変更をした新指定事業所について適用し、施行日前に旧条例第10条第1項に規定する変更又は同条第2項に規定する規則で定める変更をした旧指定事業所に係る届出については、なお従前の例による。
- 8 旧条例第18条第1項の規定による認定を受けている環境管理事業所は、当該認定の有効期間が満了する日までの間は、新条例第18条第1項の規定による認定を受けた環境管理事業所とみなす。
- 9 新条例第18条第1項の規定は、施行日以後にされる同項の認定の申請について適用し、施行日前にされた旧条例第18条第1項の規定による認定の申請については、なお従前の例による。
- 10 附則第8項の規定により新条例第18条第1項の規定による認定を受けたものとみなされる環境管理事業所の認定の取消しについては、なお従前の例による。
- 11 旧条例第49条第1項の規定による届出をした者に対する勧告については、同条第2項の規定は、なおその効力を有する。
- 12 施行日前に旧条例第49条第3項に規定する事項の変更又は作業の中止をした者については、同項の規定は、なおその効力を有する。
- 13 施行日前に旧条例第62条第1項の規定による指導を受けた者に係る同条第2項の規定による調査及びその結果の報告並びに旧条例第65条の規定による記録の管理については、なお従前の例による。
- 14 新条例第64条の2の規定は、施行日以後に廃止され、又は利用の方法が変更された特定有害物質使用等事業所（新条例第63条第3号に規定する特定有害物質使用等事業所をいう。以下同じ。）の敷地であった土地について適用する。
- 15 旧条例第65条の3第1項の規定により作成された記録（新条例第70条第1項に規定するダイオキシン類管理対象事業所（以下「ダイオキシン類管理対象事業所」という。）に係るものを除く。）は、新条例第64条第1項の規定により作成された記録とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「ときは、」とあるのは、「ときは、横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年2月横浜市条例第16号）の施行の日以後速やかに当該土地の所有者等に対し当該記録の写しを送付するとともに、」とする。
- 16 施行日前に廃止された土壤汚染有害物質使用事業所（旧条例第

- 65 条の 3 第 1 項に規定する土壌汚染有害物質使用事業所をいう。
) の敷地であった土地、一部の使用が廃止されて譲渡され、貸与
 され、若しくは返還された土壌汚染有害物質使用地（同条第 2 項
 に規定する土壌汚染有害物質使用地をいう。以下この項において
 同じ。）又は土地の掘削その他形質の変更に着手された土壌汚染
 有害物質使用地については、旧条例第 65 条の 4 第 2 項から第 6 項
 まで（旧条例第 65 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）
 及び旧条例第 65 条の 8 の規定は、なおその効力を有する。
- 17 施行日前にその作成に着手した旧条例第 65 条の 6 第 1 項に規定
 する周知計画については、同条の規定は、なおその効力を有する
 。
- 18 旧条例第 65 条の 7 第 1 項の規定により作成された台帳（ダイオキ
 シン類管理対象事業所に係るものを除く。）は、新条例第 68 条
 の 3 第 1 項の規定により調製された台帳とみなす。
- 19 新条例第 65 条の規定は、施行日（特定有害物質使用等事業所の
 敷地である土地又は敷地であった土地以外の土地にあつては、施
 行日から起算して 30 日を経過する日）以後に土地の形質の変更（
 新条例第 62 条に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。）
 に着手する者について適用する。この場合において、施行日から
 30 日を経過する日までの間に土地の形質の変更に着手する者に対
 する新条例第 65 条第 1 項の適用については、同項中「当該土地の
 形質の変更に着手する日の 30 日前までに」とあるのは、「横浜市
 生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成 24 年
 2 月横浜市条例第 16 号）の施行の日以後速やかに」とする。
- 20 新条例第 69 条から第 69 条の 5 までの規定は、施行日から起算し
 て 14 日を経過する日以後に条例汚染土壌（新条例第 69 条第 1 項に
 規定する条例汚染土壌をいう。以下この項において同じ。）を条
 例要措置区域等（新条例第 68 条第 1 項に規定する条例要措置区域
 等をいう。）外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該条
 例汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）について適用
 する。
- 21 新条例第 70 条の 2 の規定は、施行日以後に廃止されたダイオキ
 シン類管理対象事業所の敷地であった土地について適用する。
- 22 新条例第 70 条の 3 の規定は、施行日以後に新条例第 70 条第 2 項
 に規定するダイオキシン類管理対象地内において土地の形質の変
 更又は土地の一部の利用の方法を変更して当該ダイオキシン類管
 理対象事業所の敷地以外の用に供することとなる変更に着手する
 者について適用する。この場合において、施行日から 30 日を経過
 する日までの間に当該変更に着手する者に対する新条例第 70 条の
 3 第 1 項（同条第 7 項において読み替えて準用する場合を含む）

-) の適用については、同条第 1 項中「当該土地の形質の変更に着手する日の 30 日前までに」とあるのは、「横浜市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例（平成 24 年 2 月横浜市条例第 16 号）の施行の日以後速やかに」とする。
- 23 施行日前に旧条例第 65 条の 4 第 3 項の規定により報告された調査のうち、ダイオキシン類管理対象事業所の敷地に係るものであって、この条例の施行の際同条第 5 項の規定による土壌汚染対策計画に基づく対策に着手していないものは、新条例第 70 条の 2 第 2 項の規定による調査とみなす。
- 24 施行日前に旧条例第 65 条の 5 第 2 項において準用する旧条例第 65 条の 4 第 3 項の規定により報告された調査のうち、ダイオキシン類管理対象事業所の敷地に係るものであって、この条例の施行の際旧条例第 65 条の 5 第 2 項において準用する旧条例第 65 条の 4 第 5 項の規定による土壌汚染対策計画に基づく対策に着手していないものは、新条例第 70 条の 3 第 2 項の規定による調査とみなす。
- 25 旧条例第 65 条の 7 第 1 項の規定により作成された台帳であって、ダイオキシン類管理対象事業所に係るものは、新条例第 70 条の 7 第 1 項の規定により調製された台帳とみなす。
- 26 新条例第 94 条の規定は、施行日以後に新条例第 92 条の規定による届出を行った者又は大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 18 条の 15 第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出を行った者について適用する。
- 27 施行日前に旧条例第 92 条の規定による届出を行った者に係る旧条例第 93 条第 1 項の規定による測定、記録及び保存並びに旧条例第 94 条の規定による届出については、なお従前の例による。
- 28 施行日前に大気汚染防止法第 18 条の 15 第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行った者については、旧条例第 93 条の規定は、なおその効力を有する。
- 29 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 30 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。